

風しん抗体検査及び風しん予防接種費用の 償還払いのお知らせ

平成31年4月1日から令和元年6月30日までに風しん抗体検査及び予防接種を受けた下記助成対象の方は、費用の償還払いができます。

1. 助成対象者（下記の①～②全てにあてはまる方）

- ①検査・接種した日時点において、長柄町に住民登録がある方。
- ②昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性であること。

2. 助成対象について

- ①クーポン券が到着前（4月1日から6月30日）に風しん抗体検査及び風しん予防接種を行った。【抗体検査及び予防接種が助成対象です】
 - ②クーポン券が到着前（4月1日から6月30日）に風しん抗体検査を行い、クーポン券を使用して風しん予防接種を行った。【抗体検査のみ助成対象です】
 - ③平成31年3月31日以前に風しん抗体検査を行い、平成31年4月1日から令和元年6月30日までに風しん予防接種を行った。【予防接種のみ助成対象です】
- ※風しんの予防接種については国の抗体検査の基準値を下回ることが条件です。

3. 助成申請について

「2. 助成対象」の①から③のいずれかに該当する方は、下記書類を健康福祉課までご提出ください。なお、抗体検査をせずに直接予防接種を実施された方は費用助成対象外となります。

- ・医療機関発行の領収書
- ・医療機関発行の風しん抗体検査結果
- ・印鑑
- ・振込先のわかるもの

なお、申請につきましては、必ず申請前に健康福祉課までお問い合わせください。